日置市観光事業者前向き支援事業費補助金募集要項

1. 趣旨

日置市の観光需要の喚起、地域活性化及び関係人口の拡大を図るため、 地域資源を活用した観光コンテンツの提供に係る事業を実施する者に対 し補助金を交付します。

2. 補助の対象となる者

市内に有する営業所等において観光に関する事業を営む者

3. 補助の対象となる事業

地域資源を活用した観光コンテンツの提供に係る事業であって、次の 各号のいずれかに該当するもの。

- (1) 誘客促進又は販売促進に係る事業 SNSやデジタル広告の活用、観光パッケージの企画販売、海外 向けプロモーション、販促イベントの開催等
- (2) 観光客の受入環境整備に係る事業 多言語対応の案内板設置、バリアフリー対応、施設改装・改修、 フリーWi-Fiの設置等
- (3) 人材育成に係る事業 接客スキル向上のための研修等
- (4) 経営改善、生産性の向上及び担い手の確保に係る事業 ITツール導入、労働環境の改善を目的とした設備導入、インタ ーンシッププログラムの実施等
- (5) 地域資源を活用した観光コンテンツの開発に係る事業 市内業者との共同開発、他コンテンツとのパッケージ販売等
- (6) その他地域資源を活用した観光コンテンツの提供に係るものとして市長が認める事業

4. 補助の対象となる経費

補助対象事業を実施するために直接必要となる経費(消費税及び地方 消費税に相当する額を除く。)のうち、補助対象事業を開始した日から 事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日まで

- の期間に支払ったもの。
 - (1) 報償費(外部講師への謝礼、出演者謝金等)
 - (2) 需用費(文具等の消耗品費、印刷製本費等)
 - (3) 役務費(広告宣伝費、通信運搬費、手数料、保険料等)
 - (4) 委託料 (専門的技術等を要する業務を外部に委託する費用)
 - (5) 使用料及び賃借料 (会場使用料、車両及び器具等の賃借料等)
 - (6) その他市長が認める経費

【留意点】

- ・上記経費のうち、市の審査によって補助対象経費を決定します。領収 書や明細書等がなく、使途が明らかでないものは補助対象経費として 認められません。
- ・以下の経費は、補助対象外になります。
 - (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
 - (2) 記念品や金券等の購入経費
 - (3) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
 - (4) 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
 - (5) その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの

5. 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額 (千円未満切捨て)以内とします。
- (2) 補助金の上限額は10万円とします。
- (3) 補助金の交付は、同一の補助対象者につき年度当たり1回を限度とします。

6. 補助金交付申請から補助金支払いまでの流れ

① 補助金交付申請(補助対象者→市)

【提出書類】

- ·補助金交付申請書(様式第1号)
- · 事業計画書(任意様式)
- · 収支予算書(任意様式)
- ② 補助金交付決定(市→補助対象者)補助金交付決定通知書(様式第2号)を送付します。

- ③ 事業の実施
- ④ 補助金実績報告(補助対象者→市)

【提出書類】

- ・補助金実績報告書(様式第6号) (ワード:17KB)
- · 事業実績書(任意様式)
- · 収支精算書(任意様式)
- ・領収書の写し(内訳明細を確認することができるもの)
- ・補助金 (変更) 交付決定通知書の写し
- ⑤ 補助金交付確定(市→補助対象者)補助金交付確定通知書(様式第7号)を送付します。
- ⑥ 補助金交付請求(補助対象者→市)

【提出書類】

- ・補助金交付請求書(様式第8号) (ワード:18KB)
- ⑦ 補助金支払い (市→補助対象者)請求書を受理してから30日以内にお支払いします。

7. 提出先・お問合せ先

日置市総務企画部商工観光課観光戦略係 〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目 100番地 電話 099-248-9409 (直通)

Mail kanko@ciy.hioki.lg.jp